

斑鳩町排水設備工事指針

令和4年4月

斑鳩町 都市建設部 上下水道課

第1章 総則	1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2. 適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3. 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4. 使用資器材・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章 設計	1. 事前調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2. 設計基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3. 設計図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
第3章 特定施設の特定事業場、及び除害施設	1. 特定施設と除害施設・・・・・・・・・・	1 3
第4章 施工	1. 施工一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	2. 排水管の施工・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	3. ますの施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	4. 浄化槽の処置・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
第5章 検査	1. 検査一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	2. 検査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
第6章 その他	1. 排水設備工事のながれ・・・・・・・・・・	2 6
	2. 排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	3. 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度・・・	2 9
指針様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	・ 平面図	
	・ 縦断図	
	・ 排水設備設計記号	
	・ 汚水ます設計記号	
	・ 排水設備等(変更)工事調書	
	・ 既設配水管使用承諾書	
	・ 浄化槽 便槽最終汲み取り処理調書	

第1章 総則

1, 目的

この指針は、斑鳩町下水道条例（平成14年斑鳩町条例第26号。以下「条例」という。）に基づく排水設備の設置等の工事（以下「工事」という。）について、正しく設計・施工等を行うことを目的とする。

2, 適用

排水設備の設置及び構造については、関係法令及び条例第4条に規定する技術的な基準のほか、この指針によるものとする。ただし、これらに定めのない事項については、（公益社団法人）日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」を参考に、建築物及び環境等の条件を考慮し適切な方法で工事を行なうものとする。

3, 基本事項

- ① 排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。その構造は耐久性、耐震性を有し維持管理が容易であるものとする。
- ② 本町の下水道は分流式であることから、汚水と雨水を分離し、汚水の排除にあつては、汚水の管渠に接続する公共ますへ、雨水の排水設備にあつては、側溝等の雨水排水施設に接続させるものとする。

4, 使用資器材

排水設備の材料及び器具は、安全性、衛生性、耐久性を有するとともに維持管理を考慮したものとし、日本工業規格（JIS）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を使用するものとする。

規格品以外を使用する場合は、あらかじめ斑鳩町下水道課（以下「町」という。）と協議を行い、使用の目的及び用途に適した性能があると認められるものを使用するものとする。

第2章 設計

1, 事前調査

排水設備の設計に先立ち次ぎの事項について入念に事前調査を行うものとする。

- ① 施工場所が下水道法（以下「法」という。）第9条の規定による供用開始の公示区域であること。
- ② 町の公共ますの位置及び形状。
- ③ 既設の排水設備の状況。
- ④ 宅地内に埋設されている他の埋設物（水道管、ガス管、浄化槽、井戸、電気、等）の状況。
- ⑤ 土地の境界。
- ⑥ 建築物の間取りや将来計画
- ⑦ 権利関係者の承諾の有無

2, 設計基準

2-1 排水管

(1) 内径と勾配

- ① 汚水を排除する排水管の管径及び勾配は、特別な場合を除き表1により排水人口から定める。

表1

排 水 人 口	排水管の内径	勾 配
1 5 0 人未満	1 0 0 mm以上	1 0 0 分の 2 以上 (2 . 0 %以上)
1 5 0 人以上 3 0 0 人未満	1 2 5 mm以上	1 0 0 分の 1 . 7 以上 (1 . 7 %以上)
3 0 0 人以上 5 0 0 人未満	1 5 0 mm以上	1 0 0 分の 1 . 5 以上 (1 . 5 %以上)
5 0 0 人以上	2 0 0 mm以上	1 0 0 分の 1 . 2 以上 (1 . 2 %以上)

- ② ひとつの建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、延長 3 m以下のものは、内径 7 5 mm（勾配 1 0 0 分の 3 以上）とすることができる。
- ③ 工場、事業場、商業ビル及び集合住宅等がある場合は、流量に応じて管径、勾配を定める。
- ④ 上表により難しい場合は、管内流速を 0 . 6 ～ 1 . 5 m／秒とする範囲で勾配を設定する。ただし、やむを得ない場合は最大流速を 3 . 0 m／秒とすることができる。
- ⑤ 管の露出はできるだけ避ける。やむを得ず露出配管となる場合は、その理由を書面で事前に町へ提出し協議すること。

(2) 土かぶり

排水管の土かぶりは原則として20cm以上とするが、荷重等を考慮のうえ必要な土かぶりを確保する。ただし、条件により防護、その他の措置を行う。

(3) 既設排水管

既設の排水管が上記の基準に適合する場合は、その利用を認めるものとする。なお、既設排水管を利用に際しては、排水機能や破損、老朽化について十分な調査を行い利用の有無を判断すること。

2-2 汚水ます

(1) 設置箇所

ますは、次の箇所に設ける

- ① 排水管の起点及び終点
- ② 排水管の会合点及び屈曲点
- ③ 排水管の管種、管径、勾配の変化する箇所
- ④ 排水管の延長が、その管径の120倍を超える箇所（参照：表2）

表2

管 内 径	100mm	125mm	150mm	200mm
最大間隔	12m	15m	18m	24m

- ⑤ 新設管と既設管の接続箇所
- ⑥ 将来に構造物が設置される恐れがない箇所
- ⑦ 汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにますを下流に設置する。
このような設置ができない場合は、ますにおける段差を十分確保する。
- ⑧ 浸水のおそれがない箇所

(2) 形状及び構造

内径又は内のり15cm以上の円形とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

(3) ふた

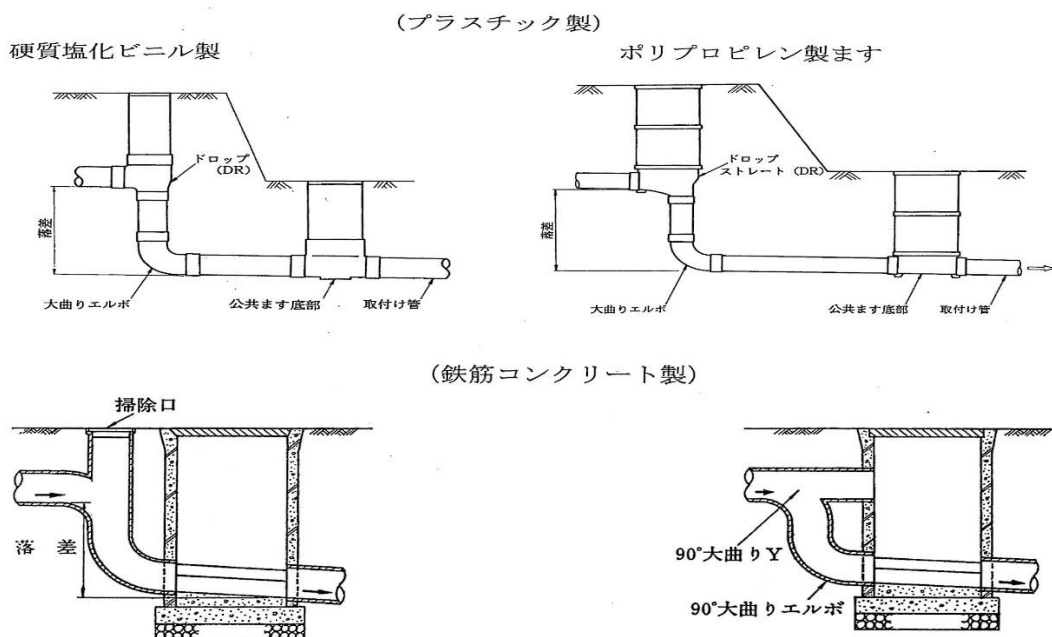
堅固で耐久性のある材質とし、密閉とする。

(4) 特殊ます

- ① ドロップます

上流と下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます（図1）を使用する。

図1 ドロップますの例

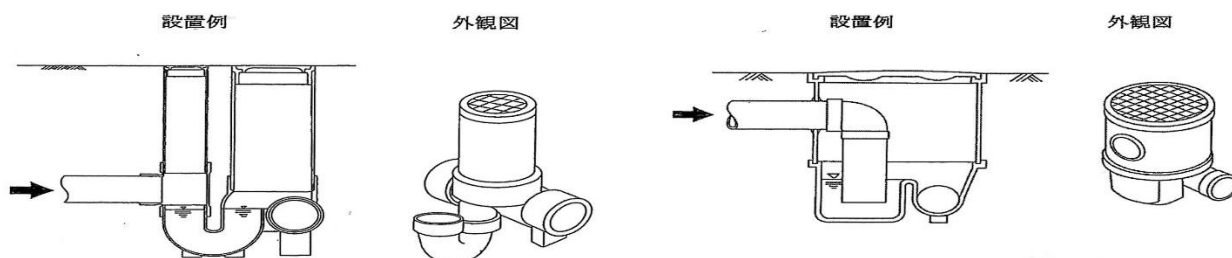


② トラップます

悪臭防止のためには、器具トラップの設置を原則とするが、器具トラップの設置が困難な場合はトラップます（図2）を使用し以下の事項に注意する。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。

- i トラップの口径は75mm以上、封水深は5cm以上10cm以下とする。
- ii トラップは、硬質塩化ビニル製、陶製等の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。
- iii 二重のトラップとしてはならない。（器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。
- iv トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の60倍を超えてはならない。排水管の清掃に支障のないときはこの限りではない。

図2 トラップますの例



③ 掃除口

排水管の点検や清掃のために、掃除口を設ける場合の基準及び形状は次のとおりとする。

- i 掃除口は清掃用具が無理なく十分効果的に使用できる形と大きさとする。
- ii 破損や掃除時の損傷が考えられるのでコンクリートで適切な防護及び補強を講じる必要がある。
- iii 使用する頻度が少ないため、所在を忘れがちとなるので、見やすい位置を選ぶ。
- iv 掃除口は排水管の流れと反対方向又は直角方向に開口するように45° Y、直管及び45° エルボを組み合わせ、垂直に対して45° の角度で管頂より立ち上げる。直角の部分の短くして斜めの部分をできるだけ長くする。(図3)
- v 掃除口の口径は100mm以上を標準とする。ただし、排水管の管径が100mm未満の場合は排水管と同一口径としてもよい。

図3 掃除口及びトラップ付掃除口の例

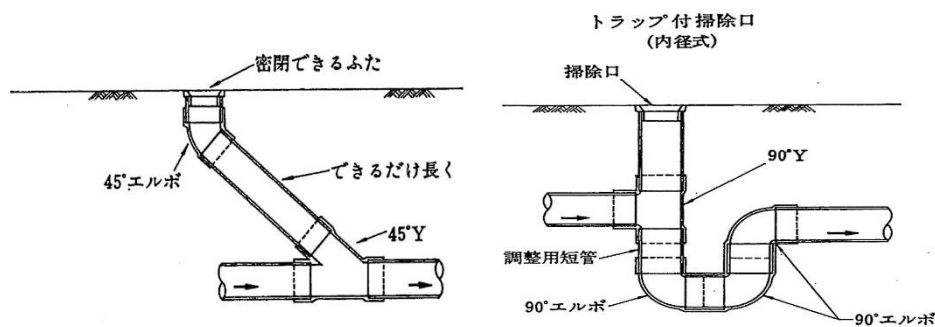
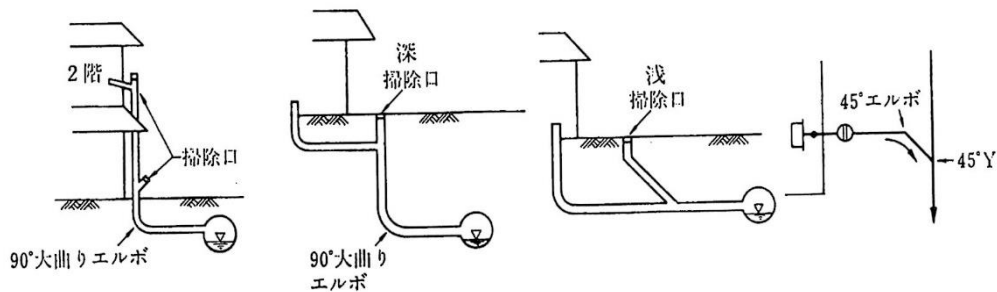


図3-1 掃除口が設置できない場合の例



2-3 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

(1) 設置上の留意点

- ① 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。
- ② 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。

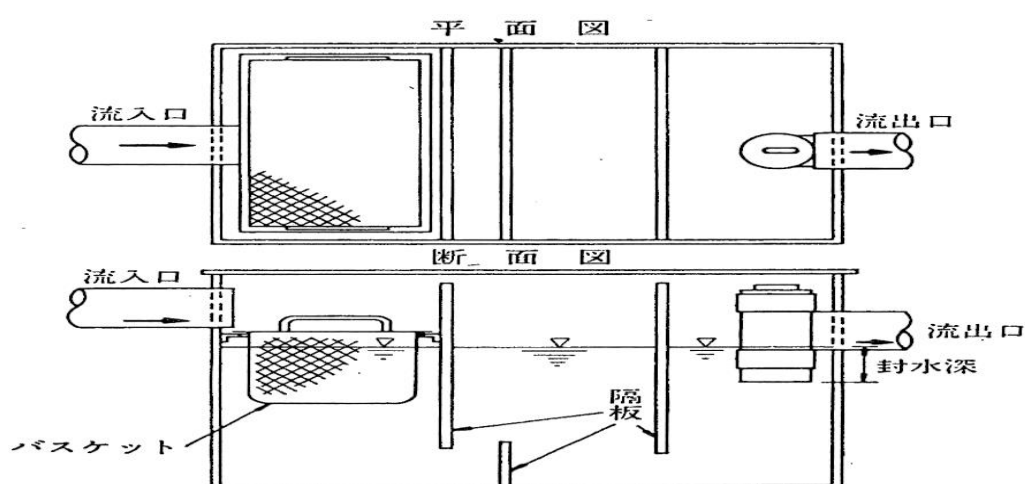
- ③ 容易に保守点検ができる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水製、耐食性のものとする。
- ④ 阻集器に密閉のふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。
- ⑤ 阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続すると、二重トラップとなるおそれがあるので十分注意する。なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける、
- ⑥ トラップの封水深は、5 c m以上とする。

(2) 阻集器の種類

① グリース阻集器

油脂阻集器、グリーストラップ、油脂分離器とも呼ばれており、料理店などの調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を冷却、凝固させて除去し、排水管内に流入して管が閉塞するのを防止する。また、器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。(図4)

図4 グリース阻集器の例



② オイル阻集器

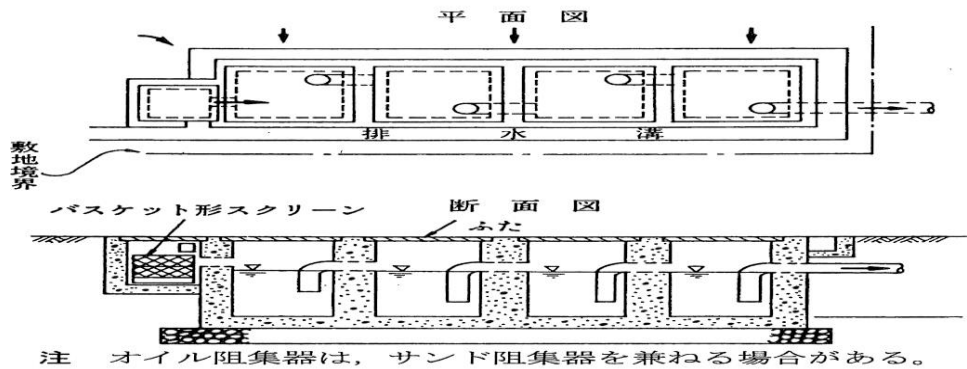
油分離器、オイルトラップとも呼ばれており、以下に示す給油場等の事業所でガソリン、油類の流出する箇所に設け、阻集器の水面に浮かべて除去し、それらの排水管内に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は他の通気管と併用せず独立のものとする。(図5)

設置が必要となる事業所は、

- ・ガソリン供給所、給油所
- ・ガソリンを貯蔵しているガレージ、又は洗車場を有している事業所

- ・可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は、使用する事業所
- ・その他自動車整備工場等の機械油の流出する事業所

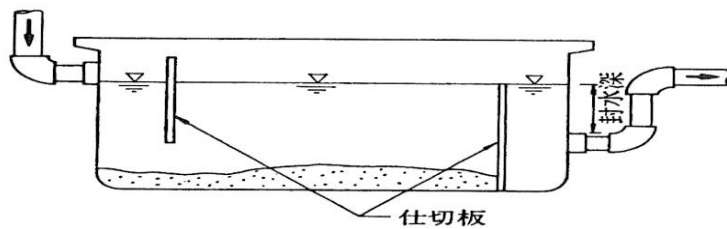
図5 オイル阻集器の例



③ サンド阻集器

サンドトラップとも呼ばれており、排水中に土砂、石粉類を多量に含む場合にサンド阻集器を設け、固形物を分離する。底部の泥だめは深さ15cm以上とする。(図6)

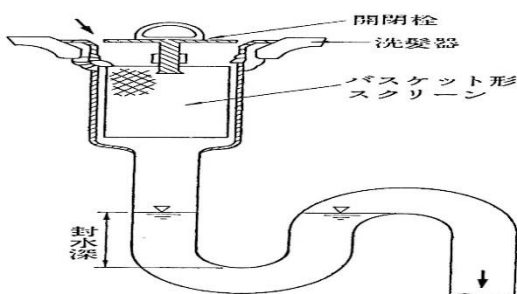
図6 サンド阻集器の例



④ ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗髪器に取り付けて毛髪が排水管に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。(図7)

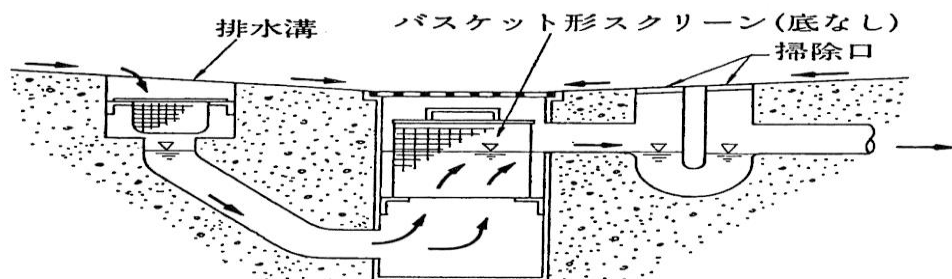
図7 ヘア阻集器の例



⑤ ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。(図8)

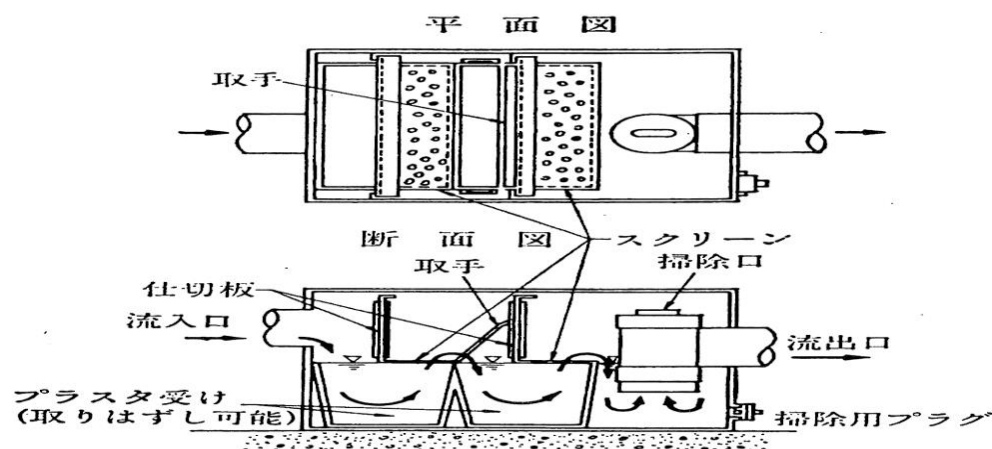
図8 ランドリー阻集器の例



⑥ プラスター阻集器

外科ギプス室や歯科技工室からの汚水に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

図9 プラスター阻集器の例



(3) 阻集器の維持管理

阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

また、阻集器から除去した汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適切に処理すること。

2-4 公共ますとの接続

公共ますへ宅地内の排水設備からの排水管を接続する場合は、次の事項に注意すること。

- ① 公共ますは、口径350mm・口径500mmのコンクリートます、並びに口径200mmの塩化ビニルますを採用しており、いずれも蓋には町章（鳩のマーク）を施していることから、公共ますである事を確認し接続工事を行なうこと。
- ② 公共ますへの接続は、公共ますに損傷等を与えないよう十分注意して行い、万一損傷等を与えた場合は、すみやかに復旧すること。
- ③ 接続工事前には、公共ますの状態を目視し、公共ますに損傷、ずれ、溜まり等の異常を発見した場合は、すみやかに町へ連絡し調整を行うこと。
- ④ 外構工事や建築工事等により、公共ますの高さや位置を変える場合は、事前に斑鳩町下水道課へ協議し指示に従い施工すること。
- ⑤ 公共ますの維持管理及び、接続工事の公平性を保持するため排水管の接続位置は、原則として既設インバートから5cm程度の高さに1箇所接続すること。また、公共ますがコンクリート製の場合は、Cブロックで接続すること。なお、公共ますが塩ビ製のマルチインバートの場合は、地下埋設物の支障や公共ますが深い等の理由を町へ書面で提出し協議後に接続高さを変更することができる。
- ⑥ 公共ますへの接続は、原則1箇所とするが、建物の位置や既存排水設備の状況により2箇所接続する場合は、その理由を書面で町へ提出しなければならない。また、2箇所接続する場合は、公共ますの維持管理上、ホルソーで穿孔しホルソー受け口を使用すること。
- ⑦ 接続部分より草木の根等が侵入しないよう考慮した材料を使用し施工すること。

2-5 汚水を排除すべき排水設備への流入の特例について

斑鳩町下水道条例施行規則（以下「施行規則」という。）第4条第2項に規定する特別な理由について次の事項に定める。

- (1) 機械器具からのドレン管やガーデンパン等からの排水は、生活に付随する排水とみなし、原則として汚水排水として取り扱うものとする。しかし、下記の事項の全部に適合する場合に限り汚水処理の必要がない放流水として取り扱うものとする。
 - ① 洗浄水等を含まない水質が良好であると認められること。
 - ② 放流位置が他の汚水排水設備位置から著しく離れていること。
 - ③ 雨水用排水設備に接続し放流できること。
 - ④ 下水道使用料の対象汚水量として扱うこと。
- (2) 散水等による公共ますへ流入しない汚水の取り扱いについては、前号①と④に適合するものとする。なお、下水道使用料については計量器により水量を確定し申請した場合については施行規則第30条の規定として取り扱う。

2-6 ディスポーザ

下水道施設における堆積物の増加、閉塞、臭気発生の原因、及び終末処理場の処理機能の低下につながるため、ディスポーザ単体の使用は認めていない。

ディスポーザ排水処理システムについては、平成13年6月に社団法人 日本下水道協会作成の「ディスポーザ排水処理システムの取り扱いの考え方について」に準拠する。

3. 設計図

設計図は、位置図（付近見取り図）、平面図、縦断面図、その他施工に必要な図面により構成する。

3-1 位置図

位置図には、道路、目印となる付近の建物、住居表示 等が記載されている地図を背景にし、申請箇所を記入する。

なお、縮尺は1/2,500以上を標準とする。

3-2 平面図

平面図の縮尺は、1/200以上を標準とし、マンションや工場等の広大な敷地を有するものについては、必要に応じて縮尺を変更してもよい。

平面図の記載方法の例を 指針様式第1号に示す。

3-3 縦断面図

縮尺は、原則として縦1/100以上、横1/300以上とする。

縦断面図は、原則として流水方向が向かって右より左へ流下するように作成する。

縦断面図の記載方法の例を 指針様式第2号に示す。

3-4 構造物詳細図

グリース阻集器、オイル阻集器、ヘア阻集器、排水槽、排水ポンプ等がある場合は、その機能が分かる構造図を作成する。

3-5 記載数値

設計図の記載数値の単位及び端数処理は、表3のとおりとする。

表3

種 別	単 位	記 入 数 値	記 載 例
管路延長	m	少数点以下2位まで	7.85
ますの寸法	cm		45
管径（呼び径）	mm		150
管の勾配		少数点以下1位まで	1.5/100
掃除口の口径	mm		75
ますの深さ	cm		43
ますの天端高	cm		(+15)

第3章 特定施設の特定事業場、及び除害施設

1. 特定施設と除害施設

(1) 施設概要

- ① 特定施設とは、下水道法で人の健康及び生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で定められた業種及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた業種の水質基準対象施設をさし、特定施設を設置する事業場や工場を特定事業場とする。
- ② 除害施設とは、下水道の施設を損傷させる汚水、又は処理場の機能を低下させたり、処理が困難な有害物質を含む汚水に対して、その汚水による障害を除去するために事業場等に設けられる施設をさす。

(2) 下水の排除の制限に係る水質の基準

- ① 特定施設の排水は、下水道法施行令第9条の4及び斑鳩町条例第11条に定める水質基準に適合しない下水を公共下水道へ排出してはならない。
- ② 除害施設の排水は、条例第12条、条例第13条に定める。
- ③ 前項の水質の基準を、表4、表5に示す。

表4（斑鳩町条例の基準）

対 象 物 質 又 は 項 目		許 容 限 度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380mg / L
水素イオン濃度（pH）		5pHを越え 9pH未満
生物化学的酸素要求量（BOD）		1500mg / L
浮遊物質（SS）		1500mg / L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg / L
	動植物油脂含有量	30mg / L
窒素含有量		240mg / L
リン含有量		32mg / L
●温度		45℃
●ヨウ素消費量		220mg / L

注（●：除害施設のみ対象）

表5（下水道法施行令第9条4の基準）

カドミウム及びその化合物	0.03m g / L
シアン化合物	1m g / L
有機燐化合物	1m g / L
鉛及びその化合物	0.1m g / L
六価クロム化合物	0.5m g / L
砒素及びその化合物	0.1m g / L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005m g / L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003m g / L
トリクロロエチレン	0.3m g / L
テトラクロロエチレン	0.1m g / L
ジクロロメタン	0.2m g / L
四塩化炭素	0.02m g / L
1. 2-ジクロロメタン	0.04m g / L
1. 1-ジクロロエチレン	1m g / L
シス-1. 2-ジクロロエチレン	0.4m g / L
1. 1. 1-トリクロロエタン	3m g / L
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06m g / L
1. 3-ジクロロプロペン	0.02m g / L
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	0.06m g / L
2-クロロ-4. 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリジン（別名シマジン）	0.03m g / L
s-4-クロロベンジル=N. N-ジエチルチオカルバマー（別名チオベンカルブ）	0.2m g / L
ベンゼン	0.1m g / L
セレン及びその化合物	0.1m g / L
ほう素及びその化合物	10m g / L
ふっ素及びその化合物	8m g / L
1. 4-ジオキサン	0.5m g / L
フェノール類	5m g / L
銅及びその化合物	3m g / L
亜鉛及びその化合物	2m g / L
鉄及びその化合物（溶解性）	10m g / L
マンガン及びその化合物（溶解性）	10m g / L
クロム及びその化合物	2m g / L
ダイオキシン類	10 p g / L

(3) 特定施設一覧

水質汚濁防止法施行令（第1条及び別表）で定められている特定施設を有する可能性のある産業を以下の（表6）のとおりとする。

表6

特定施設番号	産業名
1	鉱業又は水洗炭業
1の2	畜産業
2	畜産食料品製造業
3	水産食料品製造業
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業
6	小麦粉製造業
7	砂糖製造業
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業
9	米菓製造業又はこうじ製造業
10	飲料製造業
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業
12	動植物油脂製造業
13	イースト製造業
14	でん粉又は化工でん粉の製造業
15	ぶどう糖又は水あめの製造業
16	麺類製造業
17	豆腐又は煮豆の製造業
18	インスタントコーヒー製造業
18の2	冷凍調理食品製造業
18の3	たばこ製造業
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業
20	洗毛業
21	化学繊維製造業
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業
21の3	合板製造業
21の4	パーティクルボード製造業
22	木材薬品処理業
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業

2 3 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業
2 4	化学肥料製造業
2 5	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業
2 6	無機顔料製造業
2 7	2 5 ・ 2 6 以外の無機化学工業製品製造業
2 8	カーバイト法アセチレン誘導品製造業
2 9	合成樹脂製造業
3 0	発酵工業（5 ・ 1 0 ・ 1 3 を除く）
3 1	メタン誘導品製造業
3 2	有機顔料又は合成染料の製造業
3 3	合成樹脂製造業
3 4	合成ゴム製造業
3 5	有機ゴム製造業
3 6	合成洗剤製造業
3 7	石油化学工業
3 8	石けん製造業
3 8 の 2	界面活性材製造業
3 9	硬化油製造業
4 0	脂肪酸製造業
4 1	香料製造業
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業
4 3	写真感光材料製造業
4 4	天然樹脂製品製造業
4 5	木材化学工業
4 6	有機化学工業製品製造業
4 7	医薬品製造業
4 8	火薬製造業
4 9	農薬製造業
5 0	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業
5 1	石油精製業
5 1 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業
5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業

5 2	皮革製造業
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業
5 4	セメント製品製造業
5 5	生コンクリート製造業
5 6	有機質砂かべ材製造業
5 7	人造黒鉛電極製造業
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業
5 9	砕石業
6 0	砂利採取業
6 1	鉄鋼業
6 2	非鉄金属製造業
6 3	金属製品業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）
6 3 の 2	空きびん卸売業
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業
6 4 の 2	水道施設、工業用水道施設、自家用工業水道の施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めっき施設
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4 ジオキサン の混合施設
6 6 の 3	旅館業
6 6 の 4	共同調理場（学校給食法<昭和 29 法律第 160 号>第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業
6 6 の 6	飲食店
6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店
6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店
6 7	洗濯業
6 8	写真現像業
6 8 の 2	病院
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業
6 9 の 2	中央卸売市場
6 9 の 3	地方卸売市場
7 0	廃油処理施設

70の2	自動車分解整備事業
71	自動車車両洗浄施設
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場
71の3	一般廃棄物処理施設
71の4	産業廃棄物処理施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72	し尿処理施設
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水の処理施設

※早見表として掲載のため、詳細は水質汚濁防止法施行令別表を確認すること。

(4) 特定施設（ダイオキシン関連施設）一覧

ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められている特定施設を以下の（表7）のとおりとする。

表7

特定施設番号	施設内容
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供するアセチレン洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設

9	4－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
10	2・3ジクロロ－1・4－ナフトキノンの製造の用に供する施設の次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
11	8・18－ジクロロ－5・15－ジエチル－15－ジヒドロジインドロ〔3・2－b'・2'－m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレットという。」）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ) ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ) 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものから亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 精製施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設

1 5	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 条第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設
1 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 2 号の 2 及び第 1 3 号に掲げる施設
1 7	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
1 8	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
1 9	第 1 号から第 1 7 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 1 7 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

（５）届出の種類と提出期限

特定施設と除害施設を設置等についての届出と期限については、法及び条例の定めのとおりとする。

特定施設については表 8 に概略を示す。

表 8 (特定施設)

種 類	概 要	期 限	備 考
設置届	新たに特定施設を設置する場合	設置する 60日以上前	法第12条の3 第1項
使用届	①新たに特定施設に指定された場合 ②新たに特定施設を公共下水道へ接続する場合	使用開始日 から30日 以内	法第12条の3 第2項 法第12条の3 第3項
構造等変更届	構造や使用の方法等を変更する場合	変更する 60日以上前	法第12条の4
氏名変更届	特定事業場の名称、所在地、代表者を変更する場合	変更日から 30日以内	法第12条の7
廃止届	特定施設の使用を廃止する場合	廃止日から 30日以内	法第12条の7
承継書	特定施設を譲り受け、借り受け、相続合併等で承継する場合	承継日から 30日以内	法第12条の8
事故届	特定施設からの排水に事故が発生した場合	事故後すみやかに	法第12条の9

除害施設については表9に概略を示す。

表 9 (除害施設)

種 類	概 要	期 限	備 考
除害施設 設置等届	新たに除害施設を設置及び変更する場合	設置及び変更する 30日以上前	施行規則 第10条第1項
除害施設 設置等完了届	新たに除害施設を公共下水道へ接続する場合	工事完了日 から15日 以内	施行規則 第10条第3項
除害施設等 管理責任者選 任等届	除害施設を設置及変更する場合	除害施設設置等 届と同日	施行規則 第11条
除害施設等事 故届	除害施設からの排水に事故が発生した場合	事故後	施行規則 第12条

第4章 施工

1, 施工一般

- ① 排水設備の施工にあたっては、設計図書に従い正確、丁寧に、かつ良心的に行うこと。
- ② 排水設備工事に伴う産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理すること。残土についても適正に処理すること。
- ③ 排水設備工事に伴う工事車両の通行及び駐車は、周辺の迷惑にならないよう注意し、工事に伴う道路通行止めが生じる場合等は、関係機関への事前協議及び申請を行い進めること。
- ④ 町下水道課への排水設備計画確認申請を行い、排水設備計画確認通知を受領した後に施工すること。

2, 排水管の施工

(1) 掘削工

- ① 掘削は、やり方を用いて所定の深さに不陸のないように直線状にしていねいに掘削する。
- ② 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は30cmとする。
- ③ 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場状況により、必要に応じて山留めを施す。
- ④ 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しがないようにし、管のこう配に合わせて仕上げる。
- ⑤ 掘削に際し、水道管・ガス管等の地下埋設物が出てきた場合は、損傷しないように留意し、場合によっては保護する。施工上支障となるときは、管理者及び専門業者等と協議を行い対処する。

(2) 基礎工

- ① 塩化ビニル管を用いる場合は、砂基礎を原則とし、厚さ5cm以上とする。
- ② 地盤が軟弱な場合は、砂、切込碎石、栗石等で置き換え、不等沈下を防ぐ措置をとる。

(3) 排水管敷設工

- ① 排水管はやり方に合わせて受口を上流に向け、管の中心線、こう配を正確に保ち下流から上流に向かって敷設する。
- ② 管受口内面及び差口外面をきれいに拭い、受口内面、差口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差口を受口に挿入する。挿入方法は、呼び径150以下は挿入機又はてこ棒、呼び径200以上は挿入機を用いる。

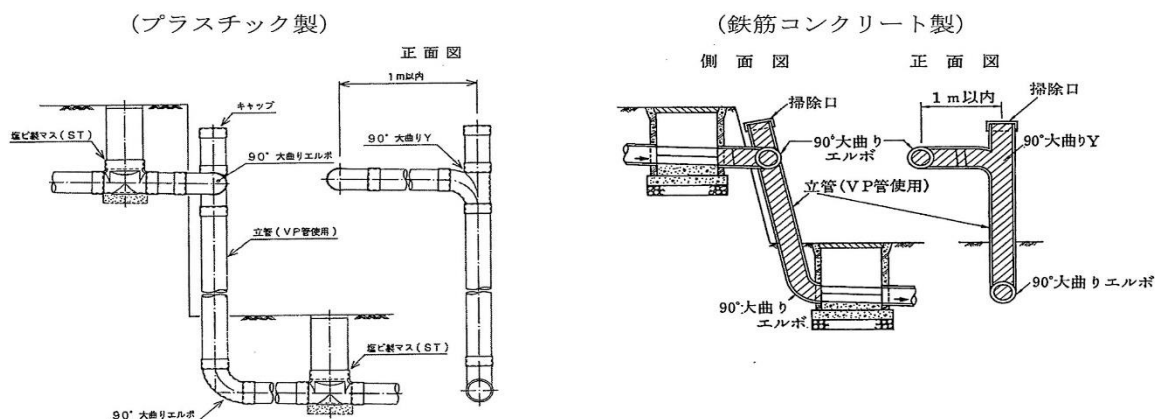
(4) 埋め戻し工

- ① 埋め戻しは、接続部の硬化をまって良質土で管の両側を均等に突き固めながら入念に埋め戻す。
- ② 埋め戻しは管路の区間ごとに行い、管の移動のないように注意する。
- ③ 管布設時に用いた仮固定材は順次とりのぞく。

(5) 防護工

- ① やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷を防ぐため適当な材料で防護する。
また、管は水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。(図10)

図 10 露出管の例



- ② 車両等の通行がある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いる適切な措置を講じる。
- ③ 建築物を損傷し又はその構造を弱めるような施工をしてはならない。また、敷地内の樹木、工作物等の保全に十分注意する。

3, ますの施工

(1) 掘削工

掘削は、必要な余裕幅をとる。

(2) 基礎工

コンクリート製のますは、直接荷重が加わるため、沈下を起こすおそれがあるので、砕石又は砂を敷き均し、十分突き固めて厚さ 5 c m 程度に仕上げた基礎とする。既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ 5 c m 程度のコンクリートを施す。また、プラスチック製等ますの基礎については 5 c m 程度の砂基礎を施す。

(3) 管の接続

- ① プラスチック製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接合部に接着剤又はシール剤を十分施し水密性を確保する。
- ② ますに水道管、ガス管等を巻き込んで施工してはならない。
- ③ 車両等の荷重がかかる箇所では強固な構造とする。

4、浄化槽の処置

(1) 廃止

- ① 浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をしたのち原則撤去しなければならない。撤去できない場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか又は破壊し、良質土で埋め戻して沈下しないよう十分に突き固める。
- ② 浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を敷設する場合は、槽の一部を壊す等して、排水管と槽との距離を十分とり、排水管が沈下しないようにする。
- ③ 浄化槽汚泥等については、くみとり業者へ最終くみとりを依頼し適正に処理しなければならない。(問い合わせ：斑鳩町環境対策課) また、浄化槽法第11条の2により、浄化槽の使用を廃止したときは、30日以内に廃止届を提出しなければならない。(問い合わせ：奈良県景観・環境総合センター、奈良県環境保全協会)。

(2) 雨水貯留施設への転用

- ① 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とする。また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉そくする。なお、再使用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行う。
- ② 浄化槽内部の仕切り板は底部に孔をあけ槽内の流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
- ③ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか点検したうえで使用する。
- ④ 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。

また、維持管理については、貯留雨水の利用法に合った方法を選択する必要がある。

第5章 検査

1, 検査一般

- ① 排水設備の検査は、法第13条（排水設備の検査）及び条例第10条の規定により、排水設備等計画確認申請書、及び添付書類のもとに行う。
- ② 排水設備は下水道法施行令第8条に規定する「排水設備の設置及び構造の技術上の基準」、その他関係法令等に適合していること。
- ③ 排水設備は、排水設備等計画確認申請書及び添付書類と一致していること。
- ④ 使用材料、機器及び器具は日本工業規格又はこれに準ずるものであること。

2, 検査要領

（1）屋外排水設備

- ① 排水系統と雨水系統が完全に分離していること。
- ② 排水管は所定の勾配があること。
- ③ 排水管に中だるみがないこと。
- ④ 水を流した場合の流下状況が適切であること。
- ⑤ 延長、土かぶりは、排水設備等計画確認申請書の添付書類と一致していること。
- ⑥ 管口は、ますの内壁で切りそろえてあり、目地、上塗りができていること。
- ⑦ ますが、排水設備等計画確認申請書の添付書類と一致していること。
- ⑧ 汚水ますには、密閉の蓋を使用していること。

（2）屋内排水設備

- ① 下水中に侵入する有害物質が、排水設備及び公共下水道に流入するおそれがある場合は、それぞれに応じた阻集器を設けていること。
- ② 排水管内のサイホン作用及び背圧等の影響によりトラップの封水が破られるおそれのある箇所、通気管が設置されていること。

（3）その他

- ① 検査の立会人は排水設備等工事完了届に記載された責任技術者であること。

第6章 その他

1, 排水設備工事のながれ

①住民（申請者）が斑鳩町指定工事店へ依頼



②指定工事店が調査、設計、見積り



③住民（申請者）と指定工事店が工事契約



④排水設備計画確認申請書等を町へ申請

※指針様式第3号 排水設備等（変更）工事調書提出

既設管使用のうち、指針外利用がある場合は、指針様式第4号提出



⑤町が審査。加入負担金納付書を指定工事店へ交付



⑥指定工事店から加入負担金納付諸を申請者へ渡し、申請者が町内の銀行で納付



⑦町で加入負担金の納付を確認した後、排水設備計画確認通知書の交付



⑧工事着手



⑨排水設備工事完了届を町へ提出（工事完了後5日以内）

※公共下水道使用開始届提出

指針様式第5号 浄化槽・便槽最終汲み取り処理調書提出



⑩町により排水設備工事検査実施（責任技術者立ち会い）※下水道使用料賦課



⑪検査合格後、検査済証交付



※浄化槽撤去後30日以内に指針参考様式第1号 浄化槽使用廃止届出書を奈良県景観・環境総合センターへ提出

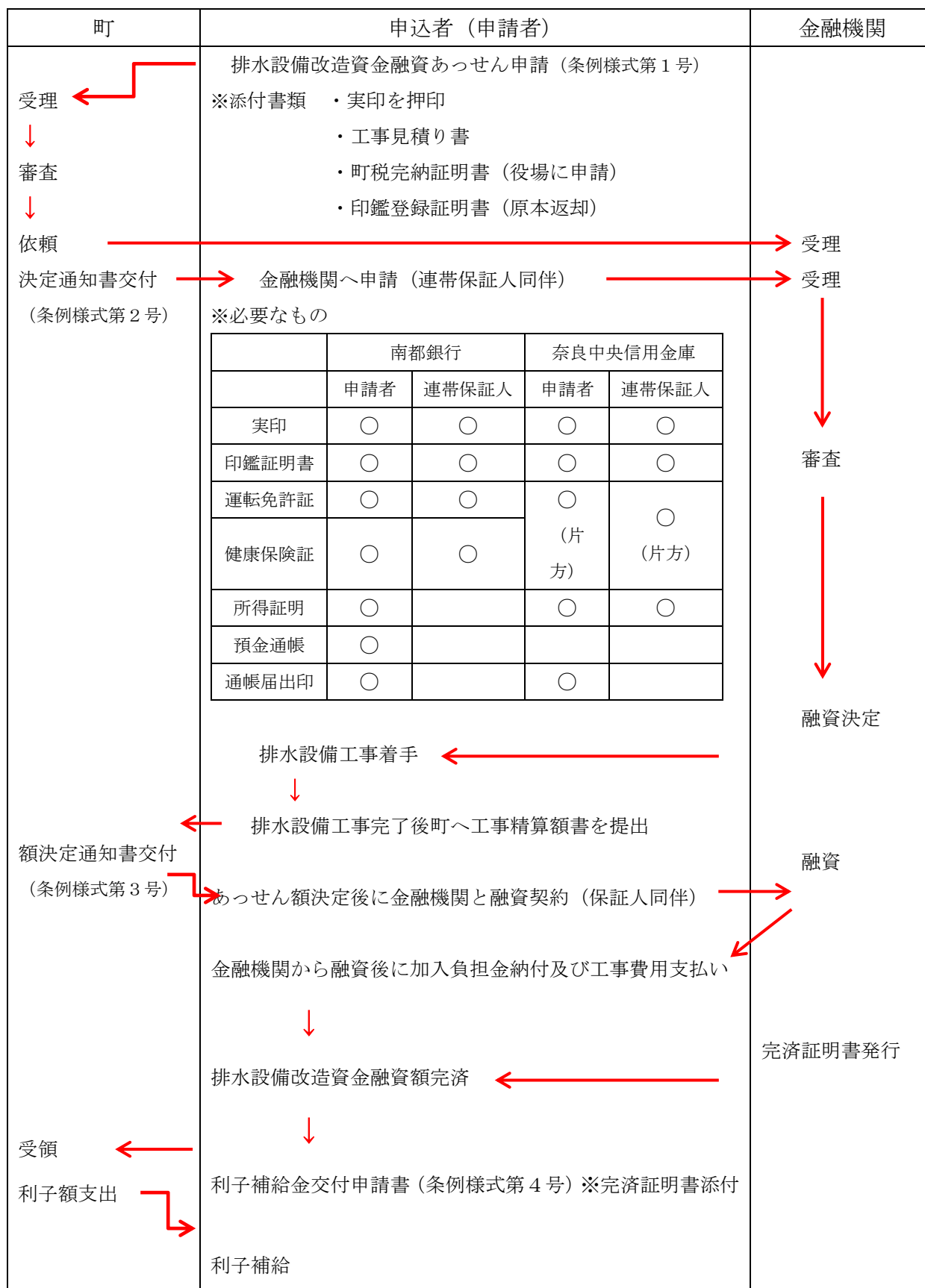
2, 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度

(1) 制度について

公共下水道に接続する排水設備改造工事に必要な費用について、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例により制度を設けている。

- ①融資あっせん額 限度額50万円
- ②償還方法 融資を受けた日の翌月から60月以内の元利均等月賦償還
- ③利子補給 融資あっせん資金完済後に利子相当分を補給
- ④融資あっせん条件
 - i 下水道処理区域内の改造工事を行なう
 - ii 町税を滞納していない
 - iii 償還が可能
 - iv 連帯保証人1名を有する
 - v 取扱い金融機関の融資要件を有する

(2) 融資あっせん・利子補給制度のながれ



※「斑鳩町排水設備改造資金あっせん及び利子補給に関する条例」を参照のこと

3、斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

(1) 制度について

不要になった浄化槽に雨水を貯めて、庭の散水等に利用する場合に、必要な改造費用に対して補助金を交付する斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱を設けている。

①補助対象 公共下水道に接続時、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造費用

②補助金の額 改造工事費用の2/3 ただし、限度額10万円

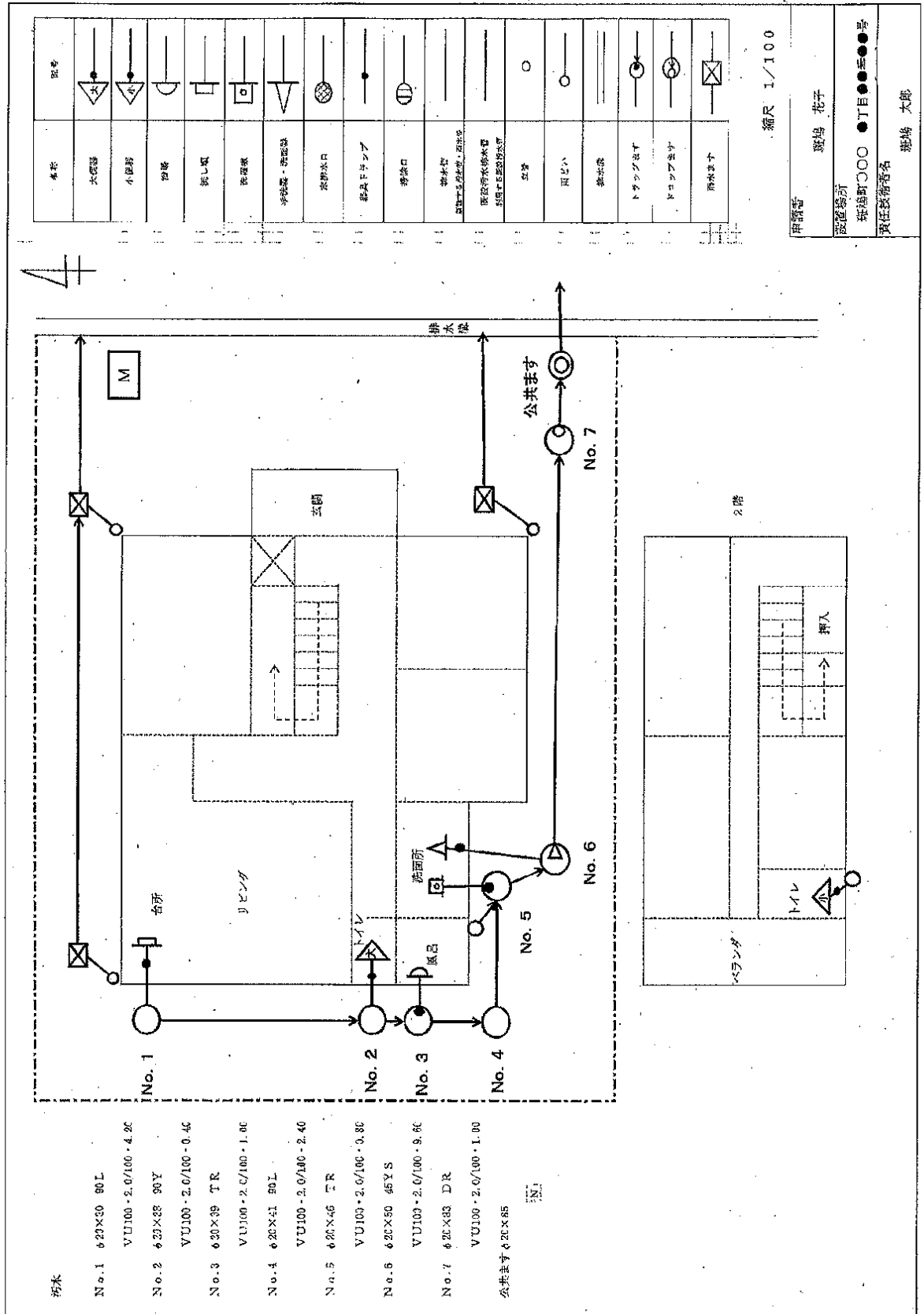
③条件 供用開始後、2年以内の区域

(2) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度のながれ

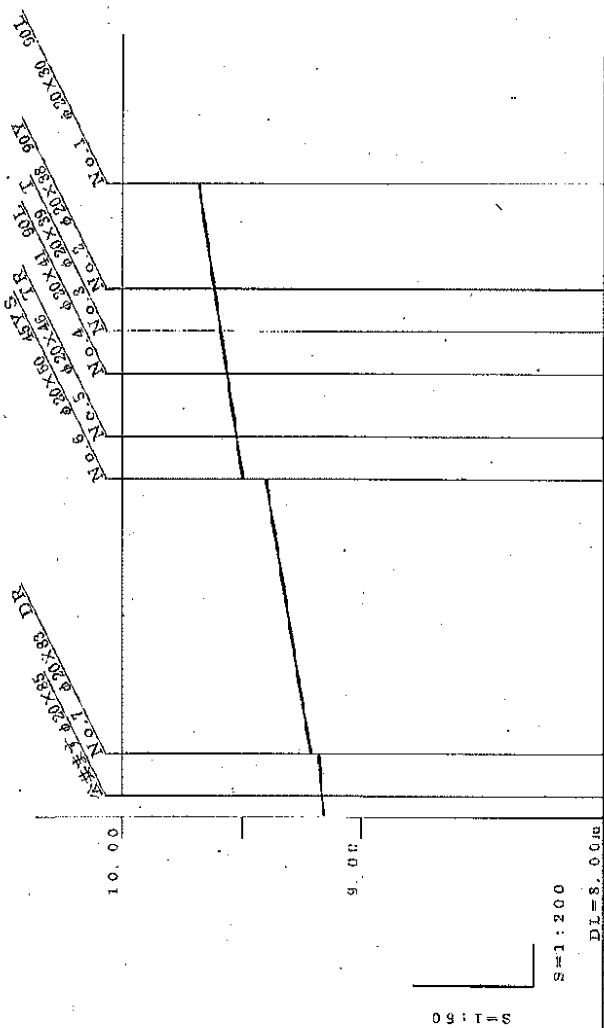
町	申請者	排水設備指定工事店
	排水設備依頼 →	現地調査・書類作成 ・排水設備工事見積り ・雨水貯留施設転用工事見積り
	工事契約 ←	
受理 ←	補助金交付申請者（要綱様式第1号） ・平面図 ・見積り書 ・誓約書（要綱様式第2号） ・ポンプの仕様書	
↓ 審査 ↓		
補助金交付決定通知書交付 →	工事依頼 →	雨水貯留施設転用工事着手 ↓ 工事完了 ↓
※補助金交付決定変更通知書（要綱様式第5号） ↔	※変更がある場合 ※補助金交付決定変更申請書（要綱様式第4号）	
補助金確定通知書 ←	補助事業実績報告書（要綱様式第6号） ← ・工事完了図 ・工事写真（工事前・工事状況・竣工） ・請求書と領収書の写し ・その他 補助金受入	書類作成 ・精算書 ・完了図 ・工事写真 ・その他 ※責任技術者の竣工検査立会
↓ 書類審査・竣工検査 ↓		
補助金支出 →		

※「斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱」を参照のこと

平面図



縦断図



測点	単距離	管底高	地盤高	土被り	勾配
No. 1	0.00	9.16	10.0	0.7	2.0/100
No. 2	1.00	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 3	2.40	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 4	1.00	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 5	0.80	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 6	0.80	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 7	0.80	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 8	0.80	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 9	0.80	9.17	10.0	0.63	2.0/100
No. 10	0.80	9.17	10.0	0.63	2.0/100

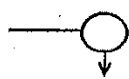
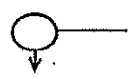
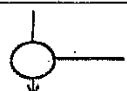
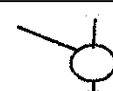
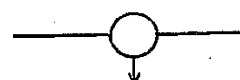
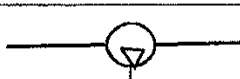
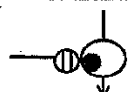
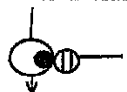
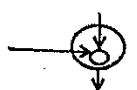
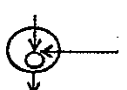
責任技術者名 班場 太郎

排水設備設計記号

名称	記号	備考
大便器		トラップ付き
小便器		トラップ付き
浴場		
流し類		
洗濯機		
手洗器・洗面器		
床排水口		
器具トラップ		
掃除口		
露出掃除口		
阻集器		
温水器 等		
床下集合配管		
ディスプレイ		排水処理システム
浄化槽		
量水器 (上水道)		

名称	記号	備考
排水管 新設する汚水管・雨水管		太実線 (黒色)
既設汚水排水管 利用する既設汚水管		太実線 (赤色)
通気管		太破線
立管		
雨どい		
排水溝		宅地内
公共ます		
汚水ます (普通)		ST
トラップます		TR
ドロップます		DR
汚水ます (普通)		
雨水ます		
宅地境界線		太一点破線
建物外壁		細実線
建物間仕切り		細破線

汚水ます設計記号

種類		略語	記号	備考
起点	起点トラップ	TRK		
	起点トラップ掃除口付き	UTK		
中間点	ストレート	ST		
屈曲点	90° 曲り (左) ・ (右)	90L	 	
	45° 曲り (左) ・ (右)	45L	 	
合流点	90° 合流 (左) ・ (右)	90Y	 	
	45° 合流 (左) ・ (右)	45Y	 	
	45° 合流段差付 (左) ・ (右)	45YS	 	
	左右合流	WL		
	左右合流段差付	WLS		
トラップ	トラップ (左) ・ (右)	TR	 	
	掃除口付トラップ (左) ・ (右)	UT	 	
種類		略語	記号	備考
勾配変化点	ドロップ	DR		
	合流ドロップ (左) ・ (右)	DRY	 	
	左右合流ドロップ	DRW		

排水設備等（変更）工事調書

種 別		形状寸法	単位	数量	単 価		金 額		備 考
便 所 内 部 工 事	型		式			円		円	
	型		式						
	器具取付費								
	便槽処理工								
	浄化槽処理工								
	排便管工								
	小 計								
排 水 工 事	汚水桝設置工								
	管布設工								
	管継手工								
	残土処分工								
附 帯 工 事	小 計								
	ガラ処分工								
	コンクリート 取壊工								
	コンクリート 復旧工								
	給水工事								
	公共桝接続工								
	小 計								
経 費	諸経費								
	設計手数料								
消費税									
合 計									

斑鳩町長 様

今般、斑鳩町公共下水道への接続工事を申請するにあたり、私事の都合により、別紙図面の一部分について基準外ではありますが、既存施設を利用し、排水設備工事の施工をいたしたくお願いいたします。

年 月 日

申請者

住所

※ 申請者氏名欄について、自署によらない記名の場合
には、本人確認書類の提示又は提出等が必要となります。

浄化槽・便槽最終汲み取り処理調書

斑鳩町

最終汲み取り日 又は 最終汲み取り依頼日	年 月 日
浄化槽廃止届提出日	年 月 日
依頼業者名	
備考	